

改正

平成21年3月31日告示第55号

平成27年3月31日告示第117号

令和2年3月23日告示第35号

令和6年3月27日告示第51号

令和7年3月18日告示第29号

三次市三次町街なみ整備推進事業要綱

(趣旨)

第1条 三次市三次町の上市・太才通り及び三次本通りの沿道地区（以下「対象地区」という。）は、江戸時代以来変わることない道筋として商いを中心に栄えた通りであり、明治・大正期に建てられた町家が数多く残り、歴史的景観を有する街なみが残っているところである。

近年、このような街なみ景観の歴史的、文化的価値が見直されている反面、生活様式や建築様式などの変化により、これらの貴重な財産が次第に失われている現状である。

対象地区は、平成8年3月に策定した「三次市特定商業集積整備基本構想」及び「三次町地区歴史的地区環境整備街路事業調査」において、歴史的資産を活用し、対象地区の2路線（胡子町太才線・巴橋胡子町線）を歴史的地区環境整備街路事業で整備するとともに、「まちなみ協定」に基づき、街なみ整備を行うことによって、商業等の活性化と居住環境を整備していくことなどの基本方針が出された。

このことは、単に対象地区だけのまちづくりにとどまらず、本市の景観形成の端緒を開くものであり、また衰退化している商店街を再興させ、同時に本市の中心市街地を活性化させることとなる。

このようなことから、対象地区において、地元住民が主体的に歴史的建築物等の修復及び修景の街なみ整備を行うとともに、行政においては石畳舗装等の高質化を図る街路整備事業や街なみ整備のための支援策を講じるなど、住民と行政が一体となった街なみ整備を重点的に推進するものである。

(事業の骨子)

第2条 対象地区において、道路等の公共の用地から観望できる建築物等の外観部分を「まちなみ協定」に従い、修復及び修景を行う街なみ整備事業は、次のとおりとする。

- (1) 歴史的街なみの景観に調和した住宅、店舗等の修復及び修景工事
- (2) 屋外にある塀、門、広告物その他の工作物等の修復及び修景工事
(補助金)

第3条 第1条の趣旨に従い、住民等が実施する同条に規定する対象事業の経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成21年告示第55号)

この告示は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第117号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日告示第35号)

この告示は、令和2年3月31日から施行する。(後略)

附 則 (令和6年3月27日告示第51号)

この告示は、令和6年3月30日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日告示第29号)

この告示は、令和7年3月30日から施行する。